

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとって重要な課題である。

しかし、えん罪被害者を救済するための再審手続を定めた刑事訴訟法上の規定は、僅か19か条であり、再審手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれているとの指摘もある。

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになっており、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、現状では再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。また、再審開始決定がなされても、検察官による不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審公判に移行するまでに長期間を要している。

よって、国においては、刑事訴訟法の再審規定について、上記の実情等を踏まえて改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

福井県議会